年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 33 件

国民年金関係 7件

厚生年金関係 26 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 30 件

国民年金関係 17件

厚生年金関係 13件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年3月まで

私の夫は、結婚後に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付済みである上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫は、昭和53年6月以降の国民年金加入期間の自身の保険料も納付済みであることから、申立人及びその夫における保険料の納付意識の高さがうかがえる。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和55年3月に払い出されており、申立期間直前の60年10月から同年12月までの期間の保険料は61年4月に納付されていることがオンライン記録で確認できることから、当該納付時点では申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人及びその夫の納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料についても納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、遡って2年分の国民年金保険料を 納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの期間については、申立人の母親は、「娘の国民年金の加入手続を市の出張所で行い、遡って納められる2年分の国民年金保険料を納付した。」としているところ、申立人の国民年金手帳の記号番号は6年3月に払い出されていることから、母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったとする時期は同年同月頃と推測される。

また、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金保険料検認記録簿(平成6年5月作成)では、申立期間直後の5年4月から6年3月までの保険料の納付済期間に係る現年度納付の記載が無いことから、当該期間の保険料は同年5月以降に過年度納付により納付したものと推認される。

さらに、平成7年5月に作成された上記の検認記録簿では上記手帳記号番号が払い出された後の6年5月に同年4月分の保険料が現年度納付により納付されていることが確認できる上、申立人が居住していた市では、出張所窓口で過年度納付書を発行していたと回答していることを踏まえると、申立人の母親が6年5月に、出張所窓口で過年度納付書を発行してもらい、遡って納められる2年分の保険料を納付したとする説明に不自然さはうかがえない。

加えて、平成6年5月の時点において、申立期間のうち4年4月から5年3月までの期間及び申立期間直後の同年4月から6年3月までの期間の合計2年分の保険料を過年度納付により納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さはうか

がえない。

一方、申立期間のうち、平成4年3月以前の期間については、上記過年度納付時点では、時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入時期及び保険料の納付時期に関する記憶が明確でない。また、申立人の母親が申立期間のうち、平成4年3月以前の期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4 年4月から5年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私の妻は、国民年金制度発足当時に、区役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、夫婦の国民年金保険料を3か月ごとに区の出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の 国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和36年 2月に夫婦連番で払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間後の昭和43年4月から同年6月までの未納となっていた保険料を第1回特例納付により納付していることが申立人の国民年金被保険者台帳で確認でき、申立人は未納期間の解消に努めており、国民年金制度及び保険料納付に関する意識は高かったものと考えられるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年2月から41年8月までの期間及び46年7月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月から41年8月まで

② 昭和42年6月から48年3月まで

私は、高校卒業後、住み込みで働いていた店の親方の奥さんから、20歳の時に国民年金の加入手続を行い、勤めていた昭和41年8月まで私の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。同店を退職後に再就職した会社で厚生年金保険に加入していたはずである。同社を退職した42年6月には、私の母が国民年金の再加入手続を行い、婚姻前の同年6月から同年11月までの期間の私の保険料を納付してくれ、婚姻後の同年12月以降は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、勤め先の事業主の妻から、20 歳から国民年金に加入していると聞いたと述べており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 40 年7月頃に、当時、申立人が住み込みで勤務していたと説明する区で払い出されており、当該期間の国民年金保険料を納付することが可能であるほか、当時、申立人と同居し、申立人と一緒に仕事をしていたとする元同僚は、当該期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②のうち、昭和46年7月から48年3月までの期間については、申立人は当該期間後の保険料が全て納付済みであるほか、申立人の妻は、払い忘れていた保険料に対して督促を受け、送付されてきた納付書により夫婦二人分の保険料を一緒に納付したことがあると説明しており、申立人の妻の特殊台帳によると、妻は当該期間の自身の保険料は同年8月に過年度納付していることが確認できることから、申立人に対しても、当該期間の過年度納付書が発行されていたと考えられ、過年度

納付書で保険料を一緒に納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

一方、申立期間のうち、昭和42年6月から同年11月までの期間については、申立人は、当該期間の国民年金への再加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付してくれたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、母親は国民年金に未加入であり、同居していた申立人の兄は保険料が未納であるなど、母親が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、昭和 42 年 12 月から 46 年 6 月までの期間については、申立人は、婚姻後の国民年金の住所変更手続及び保険料の納付には関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする妻は、申立人の国民年金の住所変更手続を行った記憶は無いと述べている上、当該期間の大半は印紙検認による納付方法となるが、申立人及びその妻は申立人の年金手帳を所持していた記憶が無く、妻は納付書により自身の保険料と一緒に申立人の保険料を納付した記憶のみで印紙検認による納付の記憶は無いと説明している。

さらに、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年2月から41年8月までの期間及び46年7月から48年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年6月から53年3月まで

② 昭和57年1月から同年3月まで

私は、昭和 51 年6月に転職した会社が厚生年金保険適用事業所ではなかった ため、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の 保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、当該期間は3か月と短期間である上、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

一方、申立期間①については、申立人は所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日 昭和51年5月26日」と記載があることが、51年6月頃に加入手続したとする理由の一つであると述べているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間終期の53年2月に払い出されており、申立内容と一致しない。

また、当該払出時点で当該期間の保険料の一部は過年度納付する必要があるが、 申立人は、遡って保険料を納付した記憶が明確でない上、当該期間の保険料額及び 保険料の納付場所の記憶も無いと説明しているほか、申立人が当該期間の保険料を 納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに当該期 間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

2 申立内容の要旨

申 立期間 : 平成5年4月から6年3月まで

私は、20歳のときに、大学生で収入が無かったので、送付されてきた年金手帳と納付書を持って市の窓口で国民年金保険料の免除について相談し、免除申請の手続を行った。申立期間が免除となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、免除申請の手続を2回行ったと説明しているところ、オンライン記録により、申立期間直後の1年間が免除となっていることが確認できることから、申立期間に係る免除申請を行った場合には2回の手続が必要となること、及び申立期間直前の平成5年2月分及び同年3月分の国民年金保険料が納付とされていることについて、申立人は、免除申請の相談に行った市の窓口で納付するよう指導を受けたためと説明していることを踏まえると、申立人の主張に不自然さは無く、申立期間についても免除申請手続を行ったと認められる。

また、オンライン記録により、申立人の母親の標準報酬月額は、平成2年1月から4年9月までは32万円、4年10月から7年9月までは34万円であることが確認できるところ、申立期間直後の免除申請が承認されていることから、申立期間についても学生たる被保険者に係る保険料免除基準には該当していたものと推察され、申請免除が承認されたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から9年3月まで

② 平成20年1月から21年6月まで

私の母は、平成3年に私の国民年金の加入手続を行い、学生の期間の国民年金 保険料の免除申請手続を行ってくれた。その後、私は20年4月に区役所の窓口 で保険料の免除申請の希望を伝えて手続をした。申立期間の保険料が免除とされ ておらず、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人の母親は、毎年新学期の春頃に国民年金保険料の免除申請手続をしていたと主張しているところ、オンライン記録により、免除承認されている申立期間前の平成3年4月から8年3月までは全て5月下旬であることが確認できること、及び申立人の母親の生活状況に特段の変化もみられないことから学生最後の年度である申立期間①についても免除申請手続が行われ、免除が承認されていたと考えるのが自然である。
- 2 申立期間②については、申立人は、平成20年4月に区役所で免除申請手続を行ったと主張しているところ、同年同月3日に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていることが国民年金の被保険者資格取得に関する届書で確認できる。しかし、申立人が居住する区の年金事務所では、保管されている申立期間に係る「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を確認したが、申立人に係る当該申請書は確認ができなかったと回答している。

そのほか、申立人が申立期間②について免除申請手続をし、当該申請が承認されたことを示す関連資料は無く、申立期間②について免除申請手続を行い、当該申請が承認されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和 31 年7月2日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年7月2日から同年9月1日まで

② 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。 同社には昭和31年4月1日から43年3月31日まで勤務しており、申立期間①については、同社本社から同社B支店に異動はあったが継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録並びに申立人が記憶する上司及び同僚の 供述から、申立人がA社に継続して勤務し(昭和31年7月2日にA社本社から同社 B支店に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され ていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和 31 年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社は、商業・法人登記簿謄本により昭和 47 年8月*日に清算結了していることが確認できる上、同社の後継企業であるC社(後に、D社)の営業権と人員を譲り受けたE社は、申立人の年金記録に係る調査には協力できない旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び申立人が記憶する上司の供述から、 申立人が当該期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者原票により、昭和37年から46年までに被保険者資格を喪失していることが確認でき、かつ、雇用保険の加入記録から月末に離職していることが確認できる者が申立人以外に5人いるところ、そのうち3人は厚生年金保険の資格喪失日が離職日の翌日である月初となっているものの、残り二人は厚生年金保険の資格喪失日が申立人と同様、離職日と同日となっており、同社は申立期間②当時、厚生年金保険の資格喪失日について、必ずしも統一した取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

また、A社が申立期間②当時に加入していた健康保険組合の加入記録によると、申立人の資格喪失日は昭和43年3月31日であり、厚生年金保険の資格喪失日と一致していることが確認できる。

さらに、A社の従業員が、申立期間②前後に同社の給与計算事務担当者であった旨供述している4人のうち2人は既に死亡しており、他の一人については文書照会したが回答を得られず、残りの一人は月末退職者に係る保険料控除の取扱いについて記憶していないため、申立期間②当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる 関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給 与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成 13 年 12 月から 14 年 3 月までを 24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から14年10月31日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与支払明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 13 年 12 月から 14 年 3 月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記 給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出 を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資 料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成9年10月から13年11月まで及び14年4月から同年9月までの標準報酬月額について、上記給与支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成8年10月から9年9月までについて、申立人は給与支払明細書を保有していないため、申立人から提出された同年分の市民税・県民税特別徴収税額の通知書において確認できる社会保険料控除額から判断すると、同年1月から同年9月までの厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが推認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け 出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬 月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から9年2月28日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が誤っている。同社では情報システム部長職として勤務し、月に 45 万円以上の報酬を受けていたので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、 22 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年2月28日(以下「全喪日」という。)より後の同年6月19日付けで10万4,000円に遡って減額訂正されていることが確認できるほか、申立人と同様に遡って減額訂正された者が13人確認できる。

しかしながら、社会保険事務所において、全喪日より後に、申立期間の標準報酬 月額を遡って減額訂正する合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、 有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報 酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 22 万円に訂正することが必要で ある。

2 申立人は、A社における申立期間の報酬月額は 45 万円以上であった旨主張しているところ、雇用保険の失業給付の記録及び未払賃金立替払の記録によると、同社における申立人の報酬月額は、申立人の主張どおり、当初社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額より高いことが推認できる。

しかしながら、A社における取扱いについて、同僚は、同社の事業主は実際の報酬月額より低い額を社会保険事務所に届け出ていたことから、給与からの保険料控除

についても、それに見合った保険料が控除されていたと思う旨供述している。

また、A社は、平成9年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、 事業主からは回答が得られない上、申立人も当時の給与支払明細書等を保有していな いことから、申立人が主張する報酬月額に見合う保険料の控除について確認すること ができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤まで及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は9万8,000円、申立期間②は15万円、申立期間③は11万7,000円、申立期間④は9万9,000円、申立期間⑤は12万円、申立期間⑦は11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月8日

- ② 平成15年12月10日
- ③ 平成16年7月6日
- ④ 平成16年12月10日
- ⑤ 平成17年7月1日
- ⑥ 平成18年12月20日
- ⑦ 平成20年12月11日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。 賞与支払明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険 給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、 これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと 認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範 囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとな る。
- 2 申立期間①、②、④、⑤及び⑦について、申立人から提出された賞与支払明細書の 写しから判断すると、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に

係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は9万8,000円、申立期間②は15万円、申立期間④は9万9,000円、申立期間⑤は12万円、申立期間⑦は11万8,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人は、当該期間に係る賞与支払明細書を所持していないが、A社からの回答及び平成 16 年分所得税源泉徴収簿に賞与等に係る社会保険料等の控除額が記載されていることから判断すると、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記回答書及び源泉徴収簿において確認できる賞与額から、11万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、 申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して行っていなかったこと、 また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めているこ とから、これを履行していないと認められる。

3 申立期間⑥について、申立人から提出された賞与支払明細書及びA社から提出された平成 18 年分所得税源泉徴収簿から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間⑥当時、賞与の支払は現金の手渡しであったが、賞与支 払明細書の記載内容と実際の賞与支払額は異なっていなかった旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 申立期間⑥について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によ り賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月1日から53年7月1日まで

A社(現在は、B社) C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録より低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店の事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、14万2,000円と記録されているところ、B社から提出のあった厚生年金基金の加入員記録によれば、当該標準報酬月額は、基金加入員資格を再取得した昭和52年10月に17万円となったことが確認できる。

また、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

さらに、B社から提出された申立期間に係る申立人の給与明細書により、17万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額(17万円)に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月26日から49年8月1日まで

A社(現在は、B社) C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録より低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店の事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、5万2,000円と記録されているところ、B社から提出のあった厚生年金基金の加入員記録によれば、当該標準報酬月額は、基金加入員資格を再取得した昭和48年11月に6万8,000円となったことが確認できる。

また、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額(6万8,000円)に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月1日から同年10月1日まで

A社(現在は、B社) C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録より低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、36万円と記録されているところ、B社から提出のあった厚生年金基金の加入員記録によれば、当該標準報酬月額は、昭和60年7月の随時改定により41万円となったことが確認できる。

また、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額(41万円)に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を4万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年10月1日まで

A社(現在は、B社) C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録より低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、3万9,000円と記録されているところ、B社から提出のあった厚生年金基金の加入員記録によれば、当該標準報酬月額は、昭和47年7月の随時改定により4万8,000円となったことが確認できる。

また、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額(4万8,000円)に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月1日から同年10月1日まで

A社(現在は、B社) C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録より低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、16万円と記録されているところ、B社から提出のあった厚生年金基金の加入員記録によれば、当該標準報酬月額は、昭和54年9月の随時改定により19万円となったことが確認できる。

また、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額(19万円)に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月1日から同年10月1日まで

A社(現在は、B社) C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録より低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、15万円と記録されているところ、B社から提出のあった厚生年金基金の加入員記録によれば、当該標準報酬月額は、昭和54年7月の随時改定により17万円となったことが確認できる。

また、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額(17万円)に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月1日から同年10月1日まで

A社(現在は、B社) C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録より低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和51年法律第63号)の施行により、昭和51年8月から標準報酬月額の最高等級の引上げ等が行われ、これに伴い、都道府県知事宛て社会保険庁年金保険部長通達「厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行について」(昭和51年6月5日、庁保発第21号)において、当該措置に該当する者については、社会保険事務所が把握する報酬月額に基づいて標準報酬月額の改定を社会保険事務所が職権で行うこととされている。

一方、A社C支店に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和51年7月の随時改定により20万円と記録されているところ、B社から提出のあった厚生年金基金の加入員記録により、上記の法律改正に伴う標準報酬月額の等級改定により22万円となっていることが確認できる。

なお、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらのことから、社会保険事務所は、昭和 51 年8月に職権による標準報酬月額の改定を行っていないと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額 (22 万円) について改定を行わなかったと認められることから、申立人の申立期間の 標準報酬月額を 22 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年10月1日から11年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、10年10月は20万円、同年11月から11年9月までは28万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成10年10月1日から同年11月1日までの期間及び11年10月1日から12年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、10年10月は24万円、11年10月から12年7月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から12年8月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成 10 年 10 月から 11 年 9月までの期間について、オンライン 記録により、申立人の標準報酬月額は、当初、10 年 10 月は 20 万円、同年 11 月から 11 年 8 月までは 28 万円と記録されていたところ、同年 9月 3 日付けで 10 年 11 月に 遡及して減額訂正され、さらに、11 年 9月 6 日付けで 10 年 10 月に遡及して減額訂 正された結果、当該期間の標準報酬月額は 14 万 2,000 円とされていることが確認で きる。

また、オンライン記録により、A社における160名以上の従業員について、申立人と同様に標準報酬月額の減額訂正処理が行われており、このうち24名は同社におけ

る被保険者資格喪失後に当該処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社では申立期間当時、社会保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は同社の役員でないことが確認でき、申立人と同一の業務に従事していた複数の元同僚は、申立人はシステムエンジニアとして勤務しており、社会保険手続には関与していなかったと回答していることから、申立人は、上記標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないものと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成 11 年 9 月 3 日付け及び同年 9 月 6 日付けで行われた上記標準報酬月額の減額訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を遡及して減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、10 年 10 月は20 万円、同年 11 月から 11 年 9 月までは 28 万円に訂正することが必要である。

2 平成10年10月及び11年10月から12年7月までの期間について、A社においては、当月分の厚生年金保険料を翌月25日支払の給与から控除していたと推認できるところ、申立人から提出された支払明細書により、上記訂正後の標準報酬月額及びオンライン記録の標準報酬月額よりも高い報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、 事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成10年10月は24万円、11年10月から12年7月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立 てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、 これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和 57 年 8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月30日から同年8月1日まで

A社B支店に営業職として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社同支店から同社C支店への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び企業年金連合会の記録から、申立人はA社に継続して勤務し(昭和 57 年8月1日に同社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準時間月額については、申立人のA社B支店における昭和57年6月の 社会保険事務所(当時)の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の破産 管財人であった弁護士が、「同社B支店における申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについ ては資料を廃棄処分しているため、届出及び納付は不明である。」と回答していることから、 これを確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、 明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び問辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA病院に係る被保険者記録は、資格取得日が平成15年11月17日、資格喪失日が22年6月30日とされ、当該期間のうち、21年6月30日から22年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の同病院における被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日(平成21年6月30日)及び資格取得日(平成22年1月1日)を取り消し、申立期間①の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成21年7月6日は23万4,000円、同年12月8日は29万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年6月30日から22年1月1日まで

② 平成21年7月6日

③ 平成21年12月8日

A病院に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録並びに申立期間②及び③の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同病院は、既に年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA病院に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成15年11月17日、資格喪失日が22年6月30日とされ、当該期間のうち、21年6月30日から22年1月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった給与明細書から、申立人は申立期間①においてA病院に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及 び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これら の標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

申立期間②及び③について、申立人から提出のあった平成21年7月分及び同年12月分の賞与明細書により、申立人は、当該期間にA病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成21年7月6日は23万4,000円、同年12月8日は29万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間①に係る資格喪失の届出を誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は当該標準報酬月額及び当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年7月22日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の船員保険料を納付する義務を履行したか否 かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月22日から同年9月1日まで

② 昭和39年9月26日から同年10月1日まで

A社所有のB丸に甲板員として乗船した期間のうち、申立期間①及び②の船員保険の加入記録が無い。申立期間①及び②も船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、C港で生活物資を積み込んだB丸に甲板員として乗船し、D地域近海で漁をしている母船まで行き、船荷の積替え作業を行った後、E港に向かい、母船から荷受けしたタラバガニを降ろし、次に同港から母船まで航海し、同様の業務を行った後はC港に戻ったと主張しているところ、当該期間にA社で被保険者記録が確認できるB丸の船員が所持する船員手帳の記録から推測される航海経路と同船の航海士だった船員が供述している当該仲積業務に要する期間とを併せて判断すると、申立人が申立期間①において同船に乗船していたことが認められる。

また、申立人が同僚として記憶している二人の船員は、当該期間において、B丸を所有していたA社の船員保険被保険者であったことが同社に係る船員保険被保険者名簿から確認できる。

さらに、A社の船員保険の適用について、申立期間に被保険者であった複数の船員及び当時の同社の経理担当者は、職位に関係なく乗船期間は船員保険の被保険者だったと回答している上、上記の航海士は、同船の航海に要する船員数は約25人としているところ、上記被保険者名簿から確認できる当該期間の被保険者数は30人以上であることから、同社は、乗船していた船員全員を船員保険に加入させていたことが推認できる。

加えて、上記被保険者名簿により、申立期間①に被保険者資格が確認できる者のうち、 所在の判明した 20 人に照会したところ、B丸における船員保険の加入期間と乗船期間 との関係について回答した7人全員が「一致している。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 39 年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、A社に係る船員保険被保険者名簿によると、昭和39年9月26日に被保険者資格を喪失した者が申立人を含め8人確認できることから、同年9月25日にC港にB丸が着岸し、複数の者が雇止めとなったことが推認できる。

また、B丸に乗船していた他の船員に係る船員手帳の記録及び供述により、当該期間はC港から同船の修理のためF港にある造船所までの航海期間であったことが認められる上、申立人はF港までは行っていないと回答していることから、申立人の申立期間②における乗船は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和 57 年1月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月31日から57年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には 申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほ しい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 56 年 12 月 31 日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険の資格喪失日について、当初、昭和 57 年1月1日と記載されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 56 年 10 月 31 日の後の 57 年 4 月 22 日付けで、遡って 56 年 10 月 31 日に訂正されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に被保険者資格を喪失している者が34人確認できるところ、そのうち申立人を含む27人について、昭和57年4月22日付けで遡って資格喪失日を56年10月31日に訂正されていることが確認できる上、残る7人は、57年4月22日付けで、資格喪失日を56年10月31日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿の更新又は検認年月日欄に昭和57年2月19日の日付印が押され、健康保険証を更新した旨の記載が確認できることから、A社は、56年10月31日において厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、申立人が役員であったことは確認でき

ない上、同社の複数の同僚及び従業員は、申立人は一般社員でプログラム開発の仕事を していた旨回答し、申立期間当時の厚生年金保険に係る届出等の手続については、事業 主とその妻が担当していた旨回答していることから、申立人は上記処理に関与していな かったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、申立人について、昭和56年10月31日に被保険者資格を喪失した旨の訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た57年1月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和56年10月の定時決定に係る上記被保険者名簿の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 50 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 36 万円とされているが、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成 21 年 1 月は 50 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 47 万円、同年 4 月は 50 万円、同年 5 月は 47 万円、同年 6 月は 44 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 47 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年1月1日から同年9月1日まで

A社が労働基準監督署の是正勧告に基づき未払残業代を遡って支給したところ、随時改定が必要となったため、同社は、年金事務所に標準報酬月額の訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初36万円と記録されていた。

その後、平成 22 年8月 25 日付けで労働基準監督署からA社に対し、申立人に係る 20 年9月分から 22 年8月分までの残業代未払の是正勧告が行われた。

これを受けてA社は、当該期間の未払残業代を平成22年9月から23年2月にかけて 支給したところ、申立人については20年10月に昇給があったことから、同社は、随時 改定の届出漏れが生じたとして、申立人に係る21年1月の随時改定の届出を申立期間 に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の23年12月9日付けで年金事務所に行い、当初36万円と記録されていた申立期間の標準報酬月額は50万円に訂正された。ただし、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(50万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(36万円)とされている。

しかしながら、A社は、平成20年9月分から22年8月分までの未払残業代の支給に伴い、追加控除が必要となった厚生年金保険料の差額を23年2月の支給時にまとめて控除したと供述しているところ、同社から提出された賃金台帳、遡及支払額一覧、厚生年金保険料遡及控除額一覧及び遡及手当一覧により、各月の未払残業代が申立人に支払われたことが確認でき、また、同年2月に控除された厚生年金保険料は、申立期間において事業主により控除されていたとみなすのが相当である。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人 の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与等関係資料において確認できる報酬月額から、平成21年1月は50万円、同年2月及び同年3月は47万円、同年4月は50万円、同年5月は47万円、同年6月は44万円、同年7月及び同年8月は47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年12月9日付けで申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 44 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 34 万円とされているが、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間のうち、平成 21 年2月1日から同年6月1日まで及び同年7月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年2月1日から同年9月1日まで

A社が労働基準監督署の是正勧告に基づき未払残業代を遡って支給したところ、随時改定が必要となったため、同社は、年金事務所に標準報酬月額の訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初34万円と記録されていた。

その後、平成 22 年8月 25 日付けで労働基準監督署からA社に対し、申立人に係る 20 年9月分から 22 年8月分までの残業代未払の是正勧告が行われた。

これを受けてA社は、当該期間の未払残業代を平成22年9月から23年2月にかけて 支給したところ、申立人については20年11月に昇給があったことから、同社は、随時 改定の届出漏れが生じたとして、申立人に係る21年2月の随時改定の届出を申立期間 に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の23年12月9日付けで年金事務所に行 い、当初34万円と記録されていた申立期間の標準報酬月額は44万円に訂正された。ただし、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(44万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(34万円)とされている。

しかしながら、A社は、平成20年9月分から22年8月分までの未払残業代の支給に伴い、追加控除が必要となった厚生年金保険料の差額を23年2月の支給時にまとめて控除したと供述しているところ、同社から提出された賃金台帳、遡及支払額一覧、厚生年金保険料遡及控除額一覧及び遡及手当一覧により、未払残業代が申立人に支払われたことが確認でき、また、同年2月に控除された厚生年金保険料は、申立期間において事業主により控除されていたとみなすのが相当である。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人 の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 21 年2月から同年5月まで、同年7月及び同年8月における標準報酬月額については、上記給与等関係資料において確認できる報酬月額から、36万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成 21 年6月について、上記給与等関係資料において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年12月9日付けで申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 28 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 24 万円とされているが、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成 21 年 4 月及び同年 5 月は 26 万円、同年 6 月から同年 8 月までは 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和51年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年4月1日から同年9月1日まで

A社が労働基準監督署の是正勧告に基づき未払残業代を遡って支給したところ、随時改定が必要となったため、同社は、年金事務所に標準報酬月額の訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初24万円と記録されていた。

その後、平成 22 年8月 25 日付けで労働基準監督署からA社に対し、申立人に係る 20 年9月分から 22 年8月分までの残業代未払の是正勧告が行われた。

これを受けてA社は、当該期間の未払残業代を平成23年2月に支給したところ、申立人については21年1月に昇給があったことから、同社は、随時改定の届出漏れが生じたとして、申立人に係る同年4月の随時改定の届出を申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の23年12月9日付けで年金事務所に行い、当初24万円と記

録されていた申立期間の標準報酬月額は 28 万円に訂正された。ただし、厚生年金保険 法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後 の標準報酬月額 (28 万円) ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 (24 万円) と されている。

しかしながら、A社は、平成20年9月分から22年8月分までの未払残業代の支給に伴い、追加控除が必要となった厚生年金保険料の差額を23年2月の支給時にまとめて控除したと供述しているところ、同社から提出された賃金台帳、遡及支払額一覧、厚生年金保険料遡及控除額一覧及び遡及手当一覧により、未払残業代が申立人に支払われたことが確認でき、また、同年2月に控除された厚生年金保険料は、申立期間において事業主により控除されていたとみなすのが相当である。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人 の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与等関係資料において確認できる報酬月額から、平成21年4月及び同年5月は26万円、同年6月から同年8月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年12月9日付けで申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を144万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が 無い。申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、標準賞与額を認め てほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記支給控除項目一覧表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、144万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申 立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、また、当該賞与 に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行してい ないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年4月30日から6年4月26日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年4月26日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月30日から7年2月1日まで

年金事務所から「記録回復のお知らせ」が届き、A社に勤務していた期間のうち、 申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことを知った。申立期間を厚生年金保険の 被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において同社に勤務していた ことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人について、平成4年10月及び5年10月の 定時決定が一旦記録されているものの、6年4月26日付けで、遡って当該定時決定 の記録が取り消されるとともに、4年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪 失した旨の処理が行われている。

また、オンライン記録によると、平成6年4月26日付けで、同年4月時点でA社において被保険者であった者全員について、定時決定の記録を取り消し、資格喪失日を4年4月30日とする処理又は資格取得の取消処理が行われた上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日を同年4月30日とする処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社が適用事業所でなくなった日について、平成20年11月6日付けで、4年4月30日から6年4月26日に訂正されていることから、4年4月30日以降も厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたことが認められ、社会保険事務所(当時)において、6年4月26日付けで、適用事業所でなくなったとする処理及び申立人に係る被保険者資格を喪失させる処理を遡って行う合理的な理由

は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年4月30日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、上記遡及処理日及び同社が適用事業所ではなくなったとする処理日である6年4月26日に訂正することが必要である。

また、平成4年4月から6年3月までの標準報酬月額については、上記遡及処理前のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成6年4月26日から7年2月1日までの期間については、A 社の当時の経理担当者が、同社が適用事業所ではなくなったとする処理を行った平成 6年4月以降は、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかったと供述 しているところ、申立人の同僚の一人が保有する当該期間の給与支払明細書において は、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

そして、A社において、当該期間に事業主が従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このため、A社では、当該期間において従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかったものと考えるのが相当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から同年12月11日まで

ねんきん特別便を見て、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低く記録されていることを知った。同社が自分の申立期間の標準報酬月額を低く改ざんしたのではないかと思う。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成4年7月31日(後に同年9月17日に訂正)以降の同年11月5日付けで、3年1月に遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社で申立期間当時に勤務していた申立人以外の役員4名及び従業員3名について、申立人と同様に、平成4年11月5日付けで、標準報酬月額の減額訂正又は資格喪失日の訂正が行われていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業・法人登記簿謄本から、平成4年3月1日に同社の取締役を退任していることが確認できる。また、申立人は、3年12月に同社を退職したと供述しているところ、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年12月11日と記録されている上、申立期間当時、同社に勤務していたことが確認できる複数の従業員は、いずれも申立人が4年の初め頃までには退職していたと供述している。

このため、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立期間について標準報酬月額に係る有効な記録訂正があった

とは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保 険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 24 年 4 月は 7,500 円、同年 5 月から同年 12 月までは 7,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から25年1月5日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、オンライン記録によると、昭和25年1月5日から同年3月16日まで及び同年10月19日から26年5月24日までとされており、申立期間の被保険者記録は無い。

しかしながら、申立人の申立期間における被保険者記録については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票において、申立人が同社において昭和24年4月1日に被保険者資格を取得したことが記載されている上、当該被保険者名簿及び旧台帳に同年5月の標準報酬月額が記載されており、同年4月及び同年5月の厚生年金保険の加入記録が存在する。ただし、これらの帳簿には、いずれも申立人に係る資格喪失日の記載が無い。

そして、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、同社が昭和 24 年4月1日に適用事業所となったときに作成された被保険者名簿(以下「書換え前の被保険者名簿」という。)と、その後 25 年3月頃に書き換えられた被保険者名簿(以下「書換え後の被保険者名簿」という。)の2つの被保険者名簿があるところ、書換え前の被保険者名簿において、申立人が記録されたページの前後のページに記録された被保

険者で資格喪失日が記載されていない者は、全て書換え後の被保険者名簿に記録されているにもかかわらず、申立人が記録されたページに記録されている被保険者で資格喪失日が記載されていない者は、書換え後の被保険者名簿に記録が無いことが確認でき、当該ページの記録は書換え後の被保険者名簿に引き継がれていない。

また、申立人と同様に、書換え前の被保険者名簿において、昭和 24 年4月1日に被保険者資格を取得したことが記載されているものの、資格喪失日が記載されていない者であって、書換え後の被保険者名簿において被保険者資格を再取得している者が3名確認できるところ、当該3名は、オンライン記録において、いずれも申立人と異なり、書換え前の被保険者名簿に記載された資格取得日である同年4月1日から、被保険者資格を再取得した日まで被保険者期間が継続していることが確認できる。

以上のことから、社会保険事務所において、A社における厚生年金保険被保険者に係る記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和24年4月1日から25年3月16日まで継続してA社において厚生年金保険被保険者であったものと認められることから、申立人の同社における資格取得日を24年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者名簿の記録から、昭和24年4月は7,500円、同年5月から同年12月までは7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 平成10年3月1日から同年6月21日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が 15 万円と 記録され、申立期間前の 44 万円よりも低くなっている。退職時まで給与振込金額に 大きな変動は無かった。銀行預金通帳及び平成 10 年分の源泉徴収票を提出するので、 正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における平成 10 年3月及び同年4月の標準報酬月額について、当初、44 万円と記録されていたところ、同年5月8日付けで同年3月に遡及して 15 万円とする随時改定処理が行われていることが確認できるとともに、同社の被保険者31人(申立人を除く。)のうち27人についても同様の処理が行われており、当該27人全員の標準報酬月額が、一律に15万円に改定されている。なお、同社の4人の役員等については、同年3月6日付け及び同年4月23日付けで、4年5月に遡って標準報酬月額の減額訂正が行われていることが確認できる。

これについて、A社の事業主は、同社の厚生年金保険の手続は、経理担当役員に全て任せていたため、詳細については不明である旨供述しているところ、当該経理担当役員からは回答が得られないものの、別の役員及び従業員は、上記随時改定処理が行われた当時の同社は経営状況が芳しくなく、資金繰りに苦慮していた旨供述している。

また、申立人が提出した平成 10 年分給与所得の源泉徴収票における給与支払金額から、申立人の同年における1か月の給与額は、平均42万5,000円(標準報酬月額44万円に相当)であることが確認できる。

さらに、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、同社の取締役として申立人の氏名は確認できない上、同社の事業主は、申立人は社会保険の手続には関与していないと供述

している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該随時改定処理の結果として記録されている申立人の平成10年3月から同年5月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、平成12年9月から13年9月までは36万円、同年10月から14年6月までは38万円、同年7月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から同年12月までは12万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年9月16日から15年1月8日まで

② 平成15年1月8日から同年3月頃まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されている。同社で勤務していた期間の給与は総支給額で38万円(手取り29万円)くらいだったと記憶しているので、正しい記録に訂正してほしい。また、同社には平成15年3月頃まで勤務していたはずなので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成12年9月から13年9月までは36万円、同年10月から14年6月までは38万円、同年7月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から同年12月までは12万6,000円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成15年1月8日)の後の15年1月9日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されたことが確認できる。

また、申立人と同様に平成 15 年1月9日付けで複数の者の標準報酬月額が遡って 減額訂正されており、さらに、同年2月 17 日付けで遡って減額訂正されている者も 複数確認できる。

加えて、A社に係る滞納処分票により、同社は厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る

標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成12年9月から13年9月までは36万円、同年10月から14年6月までは38万円、同年7月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から同年12月までは12万6,000円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、A社での給与の総支給額は 38 万円くらいだったと主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間①のうち、平成14年7月から同年12月までの期間に行われている同年8月 21 日付け及び同年 10 月 18 日付けの随時改定(減額)に係る処理に不自然な点は見当たらない。

また、A社において当該期間に勤務していた従業員から提出された同社の給与明細書によると、オンライン記録で確認できる当該従業員の平成 14 年7月における随時改定(減額)に伴い、同年8月から厚生年金保険料控除額が当該改定後の標準報酬月額に見合う額に変更されていることが確認できる。

さらに、上記従業員は、A社から、社会保険事務所に対して厚生年金保険料が支払 えないことから、基本給を下げる旨の説明があったと供述している。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社に係る 商業・法人登記簿謄本によると、平成 16 年に破産宣告を受けていることが確認でき、 同社の事業主からは照会に対する回答を得ることができない。

また、申立人は、厚生年金保険料控除額を確認できる資料等を保有しておらず、申立人が主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主によ り給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記従業員から提出された当該期間の給与明細書によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降について、厚生年金保険料は控除されていない上、複数の従業員が、同社から、厚生年金保険から脱退する旨の説明があったと供述している。

また、オンライン記録によると、任継資格取得欄に「有」と表示があることから、 申立人は当該期間において健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる上、 申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している、申立人を除く 12 人の 従業員のうち8人についても同様の表示を確認することができる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成16年3月から17年3月までを22万円、同年4月から同年12月までを24万円に訂正することが必要である。なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月24日から18年1月27日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に控除された保険料額に見合う標準報酬月額よりも低くなっている。給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成16年3月から17年3月までは22万円、同年4月から同年12月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から62年10月までの期間及び平成元年3月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年12月から62年10月まで

② 平成元年3月から同年7月まで

私は、国民年金保険料で一部納付されていない期間があると当時居住していた 区から連絡を受け、申立期間①及び②の保険料を同区役所で一括納付して、年金 手帳を再発行してもらった。申立期間①及び②の保険料が未納とされていること に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、平成8年4月16日に、申立期間①前の国民年金被保険者資格記録の追加とともに、申立期間①直前の第3号被保険者資格喪失並びに第3号特例届(届出日:8年4月4日)による申立期間①及び②直後の第3号特例納付期間の資格記録が追加されたことにより生じた未納期間であり、当該記録整備時点ではいずれの申立期間の国民年金保険料も時効により納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和61年10月頃に同年4月1日の第3号被保険者資格取得に伴い払い出されており、上記記録整備前までは申立期間は当該資格取得日から継続した第3号被保険者期間として記録管理され、申立期間に係る納付書は発行されていなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を当時居住していた区の区役所窓口にて一括で納付したとしているが、当該区役所では過年度保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、 確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料を納付した時期及び納付金額 等の記憶が明確でないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和45年生

2 申立内容の要旨

申 立期間 : 平成9年1月から同年3月まで

私は、平成9年1月に会社を退職し、翌日市役所で国民年金の再加入手続を行い、私の母に依頼して申立期間の国民年金保険料を納付してもらった。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年1月に会社を退職し、翌日当時居住していた市の市役所で国 民年金の再加入手続を行い、申立人の母親に依頼して申立期間の国民年金保険料を 納付したはずとしているが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険から国民年金へ の切替手続を行った記録は確認できないほか、申立人は申立期間に係る国民年金被 保険者資格喪失手続をした記憶は無いとしているなど、申立期間は、制度上、保険 料を納付することができない未加入期間である。

また、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、保険料の納付状況に 関して記憶が明確ではなく、納付したとする金額も申立期間の保険料額と相違する 上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確 定申告書等)が無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたこと をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から平成元年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月から平成元年11月まで

私は、昭和62年頃、20歳からの国民年金保険料を納付しなければならない旨の催促の通知が社会保険事務所(当時)から届いたので、父から60万円から70万円くらいを送金してもらい、保険料を一括で納付した。その後は、納付書が届くたびに社会保険事務所又は金融機関で保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和62年頃に20歳からの国民年金保険料を一括して納付した。」 としているものの、その時期については、「大学を卒業後の時期等から推測して 62年頃だと思う。」としており明確でない上、当該時点において、申立期間の過 半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成4年 12 月に払い出されている 上、申立人は「申立期間当時には年金手帳を受領しなかった。」としているなど、 申立人が保険料を納付したとする昭和 62 年頃に申立人に別の手帳記号番号が払い 出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年 金に加入していない期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、「父から送金してもらった 60 万円から 70 万円くらいを昭和 62 年頃に一括納付した。」としているが、当該金額は、申立期間のうち、55 年 3 月から 62 年頃までの保険料の合計額とは大きく相違する。

加えて、申立人は、「一括で保険料を納付した後は、郵送された納付書により社会保険事務所又は金融機関で保険料を納付していた。」としているが、社会保険事務所では、平成14年3月以前は現年度保険料の収納を行っていない。

このほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、新たな資料の

提出等は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたこと をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、口頭意見陳述等において、申立期間の保険料は当時の社会保険 事務所の職員が納付書等を偽造して詐取したものであるとして、制度と異なる取扱 いが行われていたとしても不自然ではないと主張しているが、詐取等の有無の判断 については年金記録確認第三者委員会の権限外事項である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年10月まで

私は、昭和 51 年4月頃に転居した際、国民健康保険とセットで国民年金に加入し、以後、国民年金保険料を郵便局で納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 51 年頃に国民年金の加入手続を行い、毎月、6,000 円くらいの国民年金保険料を郵便局で納付していた。」としているが、当該金額は申立期間当時の保険料額と相違している上、申立人が当時居住していた県では、当時は郵便局で保険料を納付することができなかったことが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和54年12月頃に申立期間当時に申立人が居住していた市とは別の市で払い出され、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は同年12月1日となっていることから、申立期間は国民年金に加入していない期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び加入場所に関する記憶が明確でなく、 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告 書等)が無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立期間 : 平成3年4月から5年3月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料を定期的には納付していなかったが、二度の転居の際に、それまで未納になっていた保険料を納付した。それ以外の時にも保険料を納付したかもしれない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中の平成4年3月及び5年3月に転居した際、転居前に未納となっていた国民年金保険料を全て納付したとしているが、申立期間後の6年12月に過年度納付書が作成されたことがオンライン記録で確認できることから、当該納付書の作成時点で、申立期間のうち過年度納付が可能な4年11月以降の一部又は全部の期間の保険料が未納であったものと推認される。

また、申立人が二度目の転居の際に保険料を納付したとする市において申立期間 後の平成5年5月に作成された収滞納一覧表には、申立人が当該市に居住していた 4年4月から5年2月までの期間の保険料は未納と記録されている。

さらに、申立人は、「二度の転居以外の時にも保険料を納付したかもしれない。」としているものの、具体的な納付状況に関する記憶が明確でない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から50年6月までの期間、同年10月から52年3月までの期間及び平成13年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年11月から50年6月まで

② 昭和50年10月から52年3月まで

③ 平成13年2月

私と妻は、婚姻後夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、20歳まで遡り、未納とされていた申立期間①及び②の保険料をまとめて納付したはずである。申立期間③については、夫婦の保険料は口座振替を利用していたが、当該口座の残高不足のため納付書により妻が夫婦の保険料を一緒に納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、当該期間の国民年金保険料を遡って納付したとする申立人の妻は、婚姻後の昭和53年2月頃に申立人が居住している区の社会保険事務所(当時)で加入手続を行い、当該期間の保険料を遡って納付したと述べているが、上記事務所が開設されたのは、58年7月であり、53年2月時点では説明する場所では加入手続及び保険料を納付することができないほか、妻はまとめて納付したとする当該期間の保険料の納付額に関する記憶も明確でない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻前の昭和52年7月に払い出され、妻の手帳記号番号は婚姻後の53年2月に払い出されており、申立内容と一致しない上、申立人の手帳記号番号払出時点では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間②直前の保険料は婚姻前に納付したと考えられるが、申立人は婚姻前の保険料納付については覚えていないと述べているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる辺事情も見当たらない。

申立期間③については、夫婦の保険料を一緒に納付したとする妻は、当該期間の 保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が明確でなく、当該期間の自身の保険料 も未納と記録されているなど、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせ る事情も見当たらない。

また、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに、申立人及びその妻が申立期間の保険料 を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成22年10月から23年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年10月から23年3月まで

私は、平成 22 年8月に会社を退職後、市の区役所で国民年金への切替手続を 行い、国民年金保険料を納付していた。同年 12 月に転居した後も送付されてき た納付書で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに 納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間内の平成22年12月に転居しており、転居前の同年11月までの国民年金保険料は、転居前の住所地の郵便局で納付したと説明しているが、当該郵便局は申立期間当時の領収済通知書を保存しているものの、申立期間に係る申立人の領収済通知書は無いとしている上、申立期間直前の同年8月及び同年9月の保険料は転居後の23年1月11日に納付されていることがオンライン記録で確認でき、申立人の保険料の納付場所に関する説明と一致しないほか、申立人は申立期間の保険料の納付回数、納付時期及び転居後の納付場所に関する記憶が明確でない。

また、申立人に対して平成23年6月14日に申立期間の過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認できるほか、22年12月から24年3月までの間に国民年金保険料の収納事業委託事業者による納付督励が15回行われていることもオンライン記録で確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、事務局より申立人に対して平成22年度及び23年度の確定申告書の提出の有無について確認したところ、申立人は両年度の確定申告は行っていないとしており、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年9月まで

私の母は、平成15年11月に自宅に来た役所の職員から、私の国民年金について、このままでは納付期間が足りず将来年金が受け取れなくなるので、今後の国民年金保険料を納付するとともに、これまでの未納分の保険料も納付した方が良いと説明を受け、私の保険料を2回に分けて納付した。同年11月に13年10月から16年3月までの保険料を金融機関で納付し、15年12月6日に申立期間の保険料を再度自宅に来た役所の職員に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したとする平成15年12月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は申立期間直後の13年10月から16年3月までの期間の保険料を金融機関で納付した領収証書を所持しているが、この納付書が作成された15年11月7日時点及び上記期間の保険料を一度に納付した同年11月10日時点でも、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、母親は自宅に訪れた役所の職員に申立期間の保険料を納付して領収証書を受け取ったと述べているが、申立期間当時、申立人が居住していた住所地を管轄する年金事務所には、国民年金加入者への訪問の際に使用する平成14年4月以降の「国民年金保険料現金領収証書」(以下「現金領収証書」)綴りの全てが保管されていることから、当委員会において、申立期間の保険料が納付可能な平成14年度及び15年度に交付された全113冊の現金領収証書の使用済みの領収控及び使用されず廃棄された証書の全てを目視確認したが、申立人宛ての領収控は無く、上記年金事務所において申立人に対し申立期間の現金領収証書は発行されていなかったと認

められるほか、母親は申立期間の納付月数及び納付額に関する記憶が明確でないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は平成15年の確定申告書を所持しており、同申告書には、国民年金保険料額62万5,100円と記載されているが、この金額は、申立人が所持する同年11月10日付け領収証書の合計金額に申立期間の保険料額を加えた合計額63万8,400円と一致せず、申立人の所持する16年確定申告書には、国民年金保険料額として保険料月額1万3,300円の12か月分15万9,600円が記載されているが、申立人が同年中に納付している保険料額は毎月の口座振替により納付した同年4月から同年10月までの7か月分の保険料額9万3,100円であることがオンライン記録で確認でき、同年の申告書記載の保険料額も納付記録と一致しておらず、申立人の所持する確定申告書をもって、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料とは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から21年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から21年2月まで

私は、平成3年10月に厚生年金保険適用事業所退職後の1週間から2週間の間に、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、毎月コンビニエンスストア及び金融機関で納付していたので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年10月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、 オンライン記録によると、21年6月23日に基礎年金番号が付番されたことによって、20歳に到達した2年*月まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、オンラインシステムによる調査の結果、平成3年10月頃に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録により、平成 21 年6月に基礎年金番号が付番される前の11年10月27日にA区において別の基礎年金番号が付番されているが、同年11月12日に取消処理されていることが確認できるところ、不動産管理会社から提出された申立人に係る居住契約期間に係る記録により、申立人は10年8月から11年4月までA区に居住していたことが確認できることから、A区では、20歳に到達して以降、国民年金に加入していない申立人に基礎年金番号を付番したが、申立人の所在の確認ができなかったため、当該付番を取り消したと推認できる。

加えて、B市の記録では申立人の生活保護の受給開始日は、平成21年4月10日であり、国民年金法に基づき生活保護を受給した前月から法定免除になることから、申立人に対して基礎年金番号が付番された同年6月から同年3月に遡って法定免除とされていることに記録管理上の不自然さは無い上、申立人は、口頭意見陳述にお

いて、「自分は若い頃に大きな手術をしたことで将来に不安を持ち、年金についての関心も強かったので、毎月保険料を納付してきた。」と主張するのみで、保険料の納付をうかがわせる手がかりを得ることはできなかった。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 23 年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和57年生

2 申立内容の要旨

申 立期間 : 平成23年2月及び同年3月

私は、申立期間の国民年金保険料を平成 23 年 3 月から同年 6 月までの間に地元駅前の金融機関か自宅近くのコンビニエンスストア又は A駅の駅前にあるコンビニエンスストアで納付していた。過去に 1 か月程度の遅れはあるものの、一度も保険料を未納としたことはない。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を地元駅前の金融機関か自宅近くのコンビニエンスストア又はA駅の駅前にあるコンビニエンスストアで納付していたと説明している。

しかし、当該金融機関は、申立期間当時の納付書及び通知書(領収済通知書)に 係るマイクロフィルムを調査したが、申立人の申立期間に係る当該資料は見当たら なかったと回答している。

また、コンビニエンスストアに保険料を納付した場合、納付書に印字されたバーコードを読み込ませ、その情報がコンビニエンスストア本部に収録され、定期的に日本年金機構本部に送信することになっているところ、同年金機構本部は、申立期間に係るコンビニエンストア本部からの速報データ及び確定データを調査したが、申立人の納付は確認ができなかったと回答している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、平成 14 年4月からは国民年金保険料収納事務が国に一元化され、年金 記録に収録される納付データは、基本的に保険料を収納した金融機関等からの電磁 的データをもって収録されていることから、申立期間において記録漏れや記録誤り 等の生じる可能性は極めて低いと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月から10年3月までの期間、同年12月から11年7月までの期間及び同年10月から12年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年6月から10年3月まで

② 平成10年12月から11年7月まで

③ 平成11年10月から12年2月まで

私は、国民年金の加入手続を行ったが、当時はお金が余り無かったため、母にお金を借り、平成 10 年頃から同居していた婚姻前の妻と一緒に市役所に行き、市役所窓口で国民年金保険料を納付した。その後も、妻と一緒に市役所で保険料を納付し、妻が数か月分をまとめて納付したこともあった。妻が整理した家計簿(パソコンで作成)には、保険料の納付額が記載されており、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出された家計簿(パソコンで作成)の税金欄には、平成10年5月26日に11万6,700円の記載があり、申立人の妻は、同記載は未納分の国民年金保険料を市役所窓口で納付したものであると説明しているが、税金欄に記載された金額は、申立期間①の保険料額に足りない上、申立期間①当時の保険料月額(1万2,800円)で割り切れず、その内訳は不明である。

また、申立人の妻は、保険料を市役所で納めたと説明しているが、上記家計簿の支出月時点で、申立期間①は過年度納付となり、申立人が居住していた市は、市役所窓口で過年度保険料は収納していなかったと回答している。

2 申立期間②については、申立人から提出された家計簿の税金欄には、平成 11 年 7 月 27 日に 10 万 6,400 円の記載があり、申立人の妻は、同記載は未納分の保険料を市役所窓口で納付したものであると説明しており、申立期間②の保険料月額(1万3,300円)で割り切れるものの、紛失したとしてほかの期間の家計簿の提出がないことから、計上額の妥当性について検証できないこともあり、納付状況

は不明である。

また、上記家計簿の税金の支出月から、申立期間②のうち、平成10年12月から11年3月までの期間は過年度納付となるところ、申立人が居住していた市は、市役所窓口で過年度保険料は収納していなかったと回答している。

3 申立期間③については、申立人から提出された家計簿の税金欄には、平成 12 年7月 25 日に5万6,500 円の記載があり、申立人の妻は、同記載は未納分の保険料を区役所又は金融機関で納付したものであると説明しているが、税金欄に記載された金額は、申立期間③の保険料額に足りない上、申立期間③当時の保険料月額(1万3,300円)で割り切れず、その内訳は不明である。

また、オンライン記録により、申立期間③直後の平成 12 年 3 月から同年 5 月までの保険料を 14 年 4 月 23 日に過年度納付していることが確認できるところ、同時点で申立期間③の保険料は時効により納付することができない。

- 4 さらに、申立期間は、オンラインシステムが導入された後の期間であり、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られている上、平成9年1月からは基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は低いと考えられる。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する と、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはでき ない。

東京国民年金 事案 13370

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年5月までの期間及び同年12月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年12月から49年5月まで

② 昭和49年12月から61年3月まで

私は、昭和 63 年に転居したすぐ後に、市役所で国民年金の加入手続を行い、 その後、未納期間の国民年金保険料を、今一括で納付してくれれば 20 歳からの 納付とする旨が記載された書類が送付されてきたので、一括納付した。申立期 間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期及び 申立人の第3号被保険者該当処理日(昭和63年6月2日)から、同年6月頃に払 い出されたと推認でき、加入の時期は申立人の説明と一致するものの、第3回特例 納付は既に終了していることから、「20歳からの納付とする旨が記載された書類が 送付されてきた」ことを受けて一括納付したとする申立ては制度的に考え難く、当 該払出時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、当該払出時点で、過年度納付が可能な期間は昭和 61 年4月からであるところ、オンライン記録により、申立人は、時効とはならない同年4月から 63 年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、大きな金額を一括納付したと説明しているが、納付額に関する記憶は明らかでなく、納付状況は不明である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13371

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から59年3月まで

私は、昭和 50 年8月に会社退職後、長男に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ってもらい、国民年金保険料は、私か妻あるいは長男のだれかが納付し、その後も保険料の納付を続けていた。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正 を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年8月に長男に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ってもらったと主張しているが、申立人が当該時期に居住していた区における年度別納付状況リスト (59 年 5 月 10 日作成) において、44 年 9 月 10 日に国民年金の被保険者資格を喪失して以後に同資格を再取得したとの記録は無く、申立期間は「ムシカクキカン」と記載され、申立人が 54 年 2 月から居住している区の納付状況リスト (57 年 12 月 14 日作成) に申立人の記録は見当たらない上、オンライン記録により、申立期間前の 49 年 10 月から 50 年 2 月までの未納期間及び同年 3 月から同年 7 月までの厚生年金保険加入期間の記録は免除申請が行われた数か月後の59 年 9 月 3 日に記録追加されたことが確認できることを踏まえると、当該記録追加が行われるまで申立期間は国民年金の未加入期間であったと推認でき、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人から当時の事情を聴取することができない上、申立人の切替手続を 行い、保険料を納付していたとする長男は、切替手続を行った時期、場所、納付場 所及び納付金額に係る記憶は明確でないことから、申立期間当時の納付状況は不明 である。 そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13372

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から 11 年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から11年3月まで

私が 20 歳になる時に、区から国民年金の加入案内が送付されてきた。当時は 学生であり、父も亡くなっていたことから国民年金保険料の納付は困難であっ たため、その案内を返送して免除申請の手続を行った。申立期間が国民年金に 未加入で申請免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳到達時に、区から送付されてきた加入案内を返送して、国民年金保険料の免除申請手続を行ったと述べているが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、申立人が厚生年金保険に加入したことに伴い、平成 11 年4月に付番されていることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間のため、制度上、免除申請手続を行うことができない期間である。

また、申立人は、上記免除申請の手続を行ったのは、区から届いた加入案内を返送した1回だけであり、それ以降に手続を行ったことはないと述べているが、申立期間の免除申請手続を行う場合は年度ごとに行う必要があることから、申立人が述べている申請回数は、当時の制度と相違している。

さらに、申立人は勤務先で渡されたとする基礎年金番号が付番された年金手帳以外に、別の手帳を所持していたことはないと述べており、ほかに申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13373

第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月から17年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和58年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月から17年3月まで

私は、私が学生で20歳になった平成15年*月から大学院を修了するまで、母が毎年度、学生納付特例の申請手続を行っていたと母から聞いている。学生であった期間のうち、申立期間が学生納付特例期間とされず、国民年金保険料の未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生納付特例の申請手続に関与しておらず、学生納付特例の申請手続を行ったとする申立人の母親は、申立期間の学生納付特例の申請は、申立人の平成16年度の国民年金保険料が未納になっていたため、17年5月頃に、自宅に来た社会保険事務所(当時)の職員がその場で申請手続を行ってくれたと述べているが、当該手続時点では、16年度の申請期限が過ぎており、申立期間に係る学生納付特例の申請が行えなかったものと考えられる。

また、平成15年7月から16年3月までの期間及び17年4月から21年3月までの期間は、申立人は学生納付特例期間であることがオンライン記録で確認できるが、申立人の母親は、これら期間の承認通知書を毎年度受け取った記憶があると述べているが、申立期間である16年度の学生納付特例に係る承認通知書又は却下通知書を受け取った記憶は無いと述べている。

さらに、申立人の母親は、平成17年8月頃に17年度分の申請手続を区役所で行った際、窓口職員から、「16年度分の保険料が未納になっていると言われた記憶がある。」と述べており、オンライン記録においても、16年度分の保険料が未納となっていることが確認できるほか、申立人が申立期間の保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料が納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13374 (事案 12377 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から52年10月までの期間、58年4月から63年12月までの期間及び平成元年4月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から52年10月まで

- ② 昭和58年4月から61年3月まで
- ③ 昭和61年4月から63年12月まで
- ④ 平成元年4月から7年3月まで

前回の申立て時には認められなかったが、私の国民年金の加入手続は、私が20歳の頃に父が行い、申立期間①における国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、父が私の加入手続と保険料の納付を行ってくれていたことを証明する手紙がある。申立期間②から④までの期間については、自宅に来る区の集金人に保険料を納付しており、当時、集金人に保険料を納付していたことを示すメモと手帳がある。

申立期間①及び③の保険料が未納とされ、申立期間②及び④が申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①を含む昭和 45 年 12 月から 56 年 6 月までの期間については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、父親から当時の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は 52 年 11 月に元夫と連番で払い出されており、この払出時点では当該期間の半分程度の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、元夫は申立人と婚姻期間中の保険料が未納であるほか、申立人は別の年金手帳に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の父親及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、また、

申立期間③については、当該期間及びその直後の3か月を除き、当該期間前の58年4月から平成7年3月までの期間は保険料の申請免除期間であるほか、申立人は当該期間の保険料を区の集金人に納付していたと説明しているが、当該期間直後の元年1月から同年3月までの期間の保険料の収納年月日欄には、過年度納付を示す記号が記載されていることが確認でき、区の集金人では過年度保険料を収納することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、23年11月2日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①及び③の再申立てに当たり、保険料を納付していたことを示す資料として、申立期間①については、昭和 60 年3月頃に父親から送付された手紙の写しを、申立期間③を含む申立期間②から④までの期間については、申立人が記載した平成元年頃のメモ及び7年から8年にかけての手帳の写しを提出している。

しかしながら、申立期間①に係る手紙の写しについては、申立人は、父親が当該期間の申立人の保険料を納付していたことの証明であると主張しているが、当該手紙に記載された内容からは、申立人の父親が申立人の保険料を納付していたことをうかがうことはできず、当該手紙は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

また、申立期間②から④までの期間に係るメモの写しについては、申立人は、平成元年頃に記載していたメモに年金問題が話題になった時期に書き加えたものであると述べているが、当該メモに記載された内容からは、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがうことはできない。

さらに、申立期間②から④までの期間に係る手帳の写しについては、申立人は、 平成7年から8年にかけて当該手帳を使用していたと述べているが、同手帳の記載 内容には申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことがうかがえないこ とから、申立期間②から④までの期間について、申立人が当該期間の保険料を納付 していたことをうかがわせる事情は見当たらず、上記メモ及び手帳の写しは、申立 期間③に係る委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他 に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

加えて、オンライン記録によると、申立期間②及び④の期間は、合計で9年間が保険料の申請免除期間とされており、当該期間のうち、昭和58年度を除く8年間については、免除申請日及び免除記録処理年月日が記録されており、これら9年にわたる長期間の記録が誤り続けることは考えにくいほか、当該期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13375

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から58年9月まで

私は、昭和 56 年頃に国民年金の通知を受け取り、将来のことを考えて国民年金の加入手続を行い、20 歳までの国民年金保険料を遡って納付することができると聞いたので2年分の保険料を遡って納付し、加入手続後の保険料は元夫の保険料と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立 人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の60年10月頃に払い出されており、 申立人はこの頃に加入手続を行ったものと推認され、当該払出時点では、申立期間 の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間当時に保険料を納付するには、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳と厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳の2冊の年金手帳を所持しているものの、当該年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、加入手続後の保険料は申立人の元夫の保険料と一緒に納付していたと述べているが、申立人の元夫の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和59年1月頃に払い出されており、別の手帳記号番号が払い出された記録は見当たらないことから、申立期間当時は、申立人の元夫は国民年金に未加入であり、申立期間当時に元夫の保険料を納付することはできなかったものと考

えられ、申立内容と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23481 (事案 3707、12215 及び 20878 の再々々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から33年6月21日まで

A社(後にB社、さらにC社に変更。現在は、D社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に対して3度申し立てたが、年金記録の訂正は必要でないとの通知を受けた。今回、新たな資料は無いが、記録が無いのは行政側の責任であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社の元従業員の供述により、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるが、当時の同社の事業主から、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できないこと、同社の元従業員は、申立期間当時、申立人は請負業者の一員として勤務しており、請負業者の従業員は同社において厚生年金保険に加入していなかったために、同社に働きかけて、昭和33年6月21日に多数の請負業者の従業員が厚生年金保険に加入した旨供述していること、オンライン記録により、申立人が記憶している請負業者の元同僚1名も、申立人と同日の同年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること等から、当委員会の決定に基づき平成21年9月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は新たな情報として、同僚の氏名を思い出したので再度調査してほしいと再申立てを行ったが、オンライン記録及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚を含む28名が申立人と同日の昭和33年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、申立人から提出のあったC社の経歴書からは、A社がB社に社名を変更した30年3月に申立人が同社の従業員になったことを確認できず、また、申立期間における厚生年金保険料の控除も確認できないこと等から、当委員会の決定に基づき平成22年10月6日付けで年金記録の訂正は

必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たに昭和36年から38年までの間に撮影されたとする当時の事業主を含む従業員の写真を提出し、当該写真及び自身の記憶から、事業主を含む従業員の人数は64名であったはずで、上記被保険者名簿における自身の健康保険整理番号が138番であることが不自然である旨主張した。

しかしながら、上記被保険者名簿によると、申立人と同じく昭和33年6月21日に資格取得している28名を含め、同日において、B社には108名の被保険者がいたことが確認でき、申立人の主張する人数とは異なる上、上記被保険者名簿に取消しや遡及訂正等の不自然な記載は見当たらない。

また、上記写真のほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無いことから、当委員会の決定に基づき平成23年10月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、新しい資料及び情報は無いが、当委員会の結論に納得できない、国の責任として申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしいと主張している。

しかしながら、D社の人事担当者は、会社が合併を重ねてきた経緯もあり、当時の資料が一切無く、経緯を分かる者もいないとしており、同社から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社の元従業員3名に照会したところ、全員、申立人は請負業者の従業員であったとしており、そのうちの1名は、請負業者の従業員は昭和33年6月より前は保険料は引かれていなかった、また、他の1名は、同社において請負業者の従業員とその他の従業員とでは就業時間が相違し支障を来したため、同年6月頃に同社内に労働組合を結成し一本化したときに、請負業者の従業員が社会保険に加入していないことに気付き、その大部分の従業員を社会保険に加入させるように働きかけた旨供述している。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月30日から8年6月20日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、 申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間とし て認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の元同僚の供述から、申立人が平成8年6月20日まで同社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録により、A社は、平成7年4月30日に厚生年金保険の適用 事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が記憶しているA社の元同僚及びオンライン記録により住所が判明した同社の元従業員は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年4月30日より後の給与からは厚生年金保険料の控除は無く、国民年金に加入したと供述しているところ、オンライン記録により、当該元同僚及び元従業員のうち複数の者が申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認でき、また、申立人は、8年5月29日に申立期間の一部を含む同年4月から9年3月までの期間について、国民年金保険料の免除の申請をしていることが確認できる。

さらに、A社が加入していたB厚生年金基金は、申立人の同基金における資格取得日は平成5年4月6日、資格喪失日は7年4月30日と回答しており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は、平成8年6月のA社退社の半年か1年くらい前に、会社から保険料が納付できないため社会保険を脱退すると聞いて、会社負担分も含めて保険料を納めた記憶があると供述しているところ、C健康保険協会D支部の回答によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した7年4月30日から9年1月11日まで健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

なお、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、元事業

主の所在が不明なため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和64年1月1日から平成元年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬額に見合う標準報酬月額より低く記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、昭和63年10月から同年12月までは20万円と記録され、申立期間に係る標準報酬月額について、64年1月の随時改定(処理日は、平成元年8月10日)により、9万8,000円とされていることが確認できる。

また、A社の事業主(申立人の夫)は、申立期間の賃金台帳は紛失したため、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額は不明であるが、申立人の報酬月額は同社の売上高に応じて決定しており、同社では、社会保険手続は適正に行っており、届け出た報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料を控除していた、また、税理士に見てもらっていたので、保険料控除額が相違していれば指摘があったと思われると回答している。

さらに、申立期間後の平成元年 10 月から6年3月までの標準報酬月額は、申立期間の標準報酬月額と同額の9万8,000円とされているところ、申立人から提出のあったA社に係る確定申告書によると、申立人の元年 10 月から5年9月までにおける役員報酬は120万円と記載されていることが確認できる。

なお、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等を 保有していない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23487 (事案 11910 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月1日から38年4月10日まで

② 昭和40年9月26日から41年5月1日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した期間のうち申立期間②の厚生年金保険の記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間①は勤務が推認できるものの、勤務期間が特定できず、保険料控除が確認できないこと、また、申立期間②は勤務実態及び保険料控除が確認できず、C組合に係る事業所適用台帳(写)における資格喪失日と厚生年金保険の資格喪失日が一致すること等の理由により、平成22年9月15日に記録訂正を行うことができないとの通知があった。

しかし、申立期間①については、第三者委員会事務室で調査を担当した者から私と同姓同名の者がいると言われたが説明が無いまま結論が出されたことに納得がいかず、申立期間②については新たに勤務を確認できる在職歴証明書を提出するので、再度調査して申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについて、A社における同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、同社は既に解散しており、当時の資料が得られないことから申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができず、また、申立人の勤務期間を記憶している者はいないなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき平成22年9月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「前回の調査担当者が、私と同姓同名の人がいたが申立人とは特定できないという話があり、それならそれを調べていただきたいとお願いしたが、それ以降連絡が無く結論が出された。前回の調査がずさんできちんと調べていないので、再度調査してほしい。」旨主張している。

このため、当委員会は、オンライン記録の氏名索引により、申立人と同じ生年月日で同姓同名の者を調査したが、申立人以外の者は見当たらない。

また、申立人が唯一の証人とする同僚に照会したところ、当該同僚は、「申立人がA社に勤務していたことは記憶しているが、勤務期間は分からない。」と回答しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員4人に照会したところ、回答のあった二人の従業員は、「申立人を知らない。」と回答している上、申立人が同社の事業主だったとする者は、当該被保険者名簿で厚生年金保険の加入記録が確認できず、他社で厚生年金保険の資格を取得していることが確認できるが、既に死亡していることから、申立人の勤務期間及び保険料控除について確認することができない。

加えて、A社に係る上記被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、同社では、申立期間①前の昭和 35 年8月1日より後に被保険者資格を取得した者を確認することができない。

また、A社は昭和38年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間①のうち同年3月31日から同年4月10日までの期間について、同社は適用事業所となっていないことが確認できる。

申立期間②に係る申立てについて、B社及び同僚の回答から申立人の勤務実態を確認することができず、同社が加入していたC組合の事業所適用台帳(写)によると、申立人は昭和40年9月26日に資格を喪失し、健康保険被保険者証が返納されている旨の記載があることが確認できるなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき平成22年9月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は新たにB社における申立期間②の勤務を確認できる在職歴証明書を提出するので、再度調査して当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨主張している。

このため、当委員会は、B社に確認したところ、同社の現在の事業主は、「申立人が その期間に勤務したことは間違いないと主張しているため在職歴証明書を発行した。し かし、申立期間②当時の資料が保管されていないため、申立人の在籍、厚生年金保険の 届出及び納付等は不明である。」旨供述している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から52年5月30日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社にはB県の公共職業安定所の紹介で採用されたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和51年11月2日から52年3月29日まで短期雇用特例被保険者(季節労働者)として同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の後継会社であるC社は、「申立期間当時の関係資料は保存していないが、当時は、本人の希望等で厚生年金保険に加入しなかった者もいた。雇用保険や健康保険のみに加入した者はいたが、厚生年金保険のみ加入した者はいなかった。」旨回答しており、A社の従業員一人は、「正社員については全員が試用期間経過後に厚生年金保険に加入していたが、季節労働者については希望制だった。」旨供述していることから、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、C社の上記回答によれば、厚生年金保険の加入者は、健康保険にも加入していることとなるが、A社が加入していたD組合は、「申立人の健康保険の加入記録は無い。」と回答している。

さらに、申立人は、A社における上司一人と同僚二人を記憶しているところ、当該上司は姓のみの記憶であるため、個人を特定することができず、同僚二人については、同社に係る事業所別被保険者名簿において確認することができるが、いずれも死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間にA社で厚生年金保険に加入している

ことが確認できる従業員 16 人に、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、8人から回答があったが、申立人を記憶している者はいないことから、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月1日から48年7月1日まで

② 昭和48年10月1日から49年7月1日まで

③ 昭和51年8月1日から52年2月10日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から③までの標準報酬月額が、実際に支給されていた給料より低い記録となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間①及び②の一部期間を含む昭和 48 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額を基に厚生年金保険の標準時間月額を算出したところ、その標準時間月額は、オンライン記録の標準時間月額とほぼ符合していることが確認できる。

また、申立人から提出された申立期間③の一部期間を含む給与明細書(昭和49年7月から同年11月まで、50年1月から同年12月まで及び51年3月から同年11月まで)によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準時間月額は、オンライン記録の標準時間月額と全て一致していることが確認できる。

さらに、A社は、「申立人に係る資格取得届は確認できたが、他の書類は保存期間経過により廃棄処理しているため、申立期間①から③までに係る厚生年金保険の届出及び保険料控除について確認できなかった。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給 与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月14日から同年5月12日まで

A社所有のB船に甲板員として乗船した期間の船員保険の加入記録が無い。同船には社会保険が完備されていたはずなので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人は、昭和35年1月14日から同年5月12日までの期間において、A社所有のB船に甲板員として乗船していたことは認められる。

しかしながら、A社の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主は、 当時の資料を保管しておらず、申立期間当時の船員保険の取扱いについては分からない と回答している。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿から所在が確認できた申立期間当時の元船員26 名に照会し、14 名から回答を得たところ、同社所有のB船に乗船していたとする者は5名いたが、いずれの者も申立人を記憶しておらず、申立人の船員保険の加入について確認することができない。

さらに、申立人から提出された船員手帳によると、申立人は、最初の1か月は臨時で雇用され、その後は1か月ごとに雇用契約を更新していることが確認できるところ、上記 14 名の元船員の中には、臨時、期間雇用者を記憶していた者はおらず、臨時、期間雇用者の船員保険の取扱いについて確認することができない。

なお、船員手帳に記載されている雇入期間等は、船員が船舶に乗り組む前に行政庁が 予めその労働条件の適法性等を確認するためのものであり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではないため、申立人が所持している船員手帳に記載されている雇入 年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険の被保険者資格の取得及び喪失の根拠 とすることはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23496 (事案 20714 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年から5年まで

A社(現在は、B社) C支店に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、記録訂正のあっせんはできないと通知を受けた。今回新たに、申立期間当時の給与振込に使用していた金融機関の口座が判明したので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の加入記録等から、申立人が申立期間に A社C支店に勤務していたことは認められるが、B社は、厚生年金基金の加入記録において、申立人の加入記録は確認できないと回答していること、申立人が記憶している上司は、申立人の供述からすると、申立人の職種は厚生年金保険の加入要件を満たさない職種であったと思うと回答していること、申立期間当時のA社C支店の支店長は、同支店には、正社員と労働時間が短く社会保険に加入しない者が混在していたと回答していること等から、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年10月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな情報として、申立期間当時の給与振込に使用していた金融機関の口座が判明したので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと再申立てをしている。

しかし、申立人の当該振込口座の記録によると、申立期間において、申立人が主張する給与手取額相当額の13万円から14万円が振り込まれている月も確認できるが、振込みが無い月や6万円ぐらいの月もあることが確認できる。

また、当該振込口座の記録のみでは、給与の総支給額が不明であり、控除額を確認で

きないことから、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたと推認すること はできない。

さらに、上記の申立人が記憶している上司及び申立期間当時の支店長は、申立人と同職種の従業員の中には、配偶者の扶養の範囲内で働く者がいたとしているところ、申立人の元夫が勤務している会社が加入している健康保険組合が発行した申立人に係る健康保険資格喪失証明書によると、申立人は、申立期間において、元夫の被扶養者となっていたことが確認できる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月21日から49年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A社の元事業主は、同社に係る資料は保管しておらず、当時の記憶が曖昧であり、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除等については不明である旨回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から複数の元従業員に照会したが、申立人が 申立期間に勤務していたとする供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月20日から29年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には取締役として在籍し、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、A社の関連会社であるC社から給与が支払われた時期もあったので、その支給されていた給与から厚生年金保険料が控除されていた可能性があるので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人を記憶する申立期間当時のA社における複数の従業員の証言から、申立人は、 申立期間も継続して同社の取締役として勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、A社に係る申立期間当時の厚生年金保険に関する資料は保存していないことから、当時の同社における申立人の厚生年金保険の加入状況や申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできないとしている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、同社の取締役又は顧問であったとされる申立人を含む6名の厚生年金保険の加入状況を調べたところ、当該6名全員が申立人の資格喪失日である昭和24年4月20日に被保険者資格を喪失している。そして、当該6名のうち申立人を除く5名は、1名が同社で昭和25年11月1日に被保険者資格を再取得し、もう1名が申立人と共に同社において29年8月1日に被保険者資格を再取得しているほか、残りの3名は、25年6月以降に他の会社で被保険者資格を取得している。しかも、申立人及び申立人と同日にA社において被保険者資格を再取得した者1名は、昭和28年11月の標準報酬月額の定時決定の記録が無く、同社が当該定時決定に係る算定基礎届を提出していないと考えられ、また、

新たな厚生年金保険被保険者記号番号により被保険者資格を取得していることから、同社がこれら2名について、29年7月以前には厚生年金保険の被保険者でなかったと認識していたものと考えられる。

これらのことから、A社では、何らかの理由により、取締役又は顧問であった者について、昭和24年4月20日をもって、厚生年金保険から脱退させる手続を行ったものと考えられるため、同社が、同日以降もこれらの者の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

さらに、申立人は、A社の関連会社であるC社から給与が支払われた時期もあったので、申立期間について、同社から支給された給与から厚生年金保険料が控除されていた可能性もあるので、確認してほしいと申し立てているが、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の同社における申立期間の勤務状況及び厚生年金保険料控除を確認できない。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人を含む上記6名の厚生年金保険の加入記録は確認できない上、当該被保険者名簿から、申立期間当時、被保険者であった従業員で所在の確認ができた3名に照会を行い、全員から回答があったものの、申立人が同社に勤務していたことを記憶している者は無く、申立人の同社における勤務について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA 社又はC社における厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から2年10月まで

A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の標準報酬月額が減額されている。月給は50万円だったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、50万円と記録されていたところ、A社が適用事業所でなくなった日(平成3年1月1日)の後の平成3年4月4日付けで、資格取得時の元年9月に遡って9万8,000円に減額訂正され、資格喪失日も2年11月1日から同年11月9日に変更されていることが確認できる。

また、商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、平成元年11月25日にA社の取締役を退任していることが確認でき、申立人は、自身の職務は建設業の営業だったと主張している。

しかしながら、複数の従業員が、申立人は申立期間において専務取締役として経理、 給与計算及び社会保険事務の責任者であった旨回答している上、従業員の一人は、申立 人は、A社が平成2年に倒産した後も残務処理をしていた旨供述している。

また、複数の従業員が、申立期間当時に給与の遅配及び業者への支払の遅延があった 旨回答していることから、上記減額訂正処理が行われた当時、A社の経営が悪化してい たことがうかがえる。

さらに、オンライン記録から、平成3年4月4日付けで上記の減額訂正処理が行われたのは、申立人と申立人の夫であった事業主の二人のみであることが確認できるところ、当該減額処理について、社会保険事務所(当時)が、社会保険事務の責任者であった申立人の同意を得ずに又は申立人の一切の関与も無しに無断で処理を行ったものとは考え難い。

加えて、事業主に対し、複数回にわたり、申立期間当時の申立人の職務及び厚生年金保険料の納付状況等について照会を行ったが回答を得ることができない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務の責任者である申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月30日から同年11月1日まで

父が経営していた会社に勤務していたが、分社して自身がA社を立ち上げた。厚生年金保険の加入までに日時を要したものの、申立期間も同社で仕事を行っており、給与から保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の平成 10 年度賃金台帳及び申立人と同様に申立人の父親の会社における厚生年金保険の被保険者資格を平成 10 年6月 30 日に喪失し、A社で同年11 月1日に資格を取得している従業員二人の供述から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは認められる。

また、申立人が提出した上記賃金台帳により、申立期間に厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは 平成10年11月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、オンライン記録によると、申立人はA社の事業主であり、同社に係る商業・法人登記簿謄本及び申立人が提出した申立期間の決算報告書等から、同社の取締役社長であったことが確認でき、厚生年金保険の加入状況を知り得る立場である上、申立人は同社設立後、適用事業所となるまでに日時を要したと供述している。

当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、前述の特例対象者ではあるものの、A社の取締役社長であり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月1日から51年4月5日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録では、昭和47年10月31日に一度離職し、 再度51年4月5日に資格取得しており、申立人の同社における厚生年金保険の加入記録と符合している。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立期間当時の社会保険事務担当者は、申立人の厚生年金保険の資格喪失及 び雇用保険の離職の届出について、理由は不明だが、事業主の指示に基づいて自分が行ったと思う旨供述しているとともに、一般的には、厚生年金保険の被保険者資格を喪失 しているのであれば、離職しており、給与は支払われず保険料の控除も無い旨供述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人は昭和47年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月18日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。